

債務を保証した見返りとして預入れられた担保 → **債務保証見返担保別内訳**

(単位：百万円)

	平成 23 年 3 月末	平成 24 年 3 月末
当 金 庫 預 金 積 金	22	61
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	753	723
そ の 他	—	—
小 計	775	785
信用保証協会・信用保険	16	15
保 証	455	417
信 用	141	110
合 計	1,389	1,328

将来予想される貸倒に備えるために引当した額の内訳 → **貸倒引当金の内訳**

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	平成 22 年度	689	700	—	689	700
	平成 23 年度	700	761	—	700	761
個 別 貸 倒 引 当 金	平成 22 年度	3,410	3,906	57	3,352	3,906
	平成 23 年度	3,906	4,074	244	3,661	4,074
合 計	平成 22 年度	4,099	4,606	57	4,041	4,606
	平成 23 年度	4,606	4,836	244	4,362	4,836

貸出金を償却した額 → **貸出金償却額**

(単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度
貸 出 金 償 却 額	15	36

保証債務見返債権等を含んだ総与信の内、不良債権の内訳 → **金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況**

(単位：百万円 %)

区 分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (%) (B) / (A)	引当率 (%) (D) / (A-C)
	平成 23 年度	9,067	8,537	4,387	4,150	94%	89%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成 22 年度	4,778	4,778	1,628	3,150	100%	100%
	平成 23 年度	4,878	4,878	1,688	3,190	100%	100%
危 険 債 権	平成 22 年度	3,265	2,950	2,141	809	90%	72%
	平成 23 年度	3,797	3,421	2,512	909	90%	71%
要 管 理 債 権	平成 22 年度	364	230	192	38	63%	22%
	平成 23 年度	391	237	186	50	61%	24%
正 常 債 権	平成 22 年度	157,729					
	平成 23 年度	151,371					
合 計	平成 22 年度	166,138					
	平成 23 年度	160,439					

※保全率、引当率は小数点第 1 位を四捨五入しております。

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは「3 カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

貸出金の内、不良債権の内訳 → **リスク管理債権の引当・保全状況**

(単位：百万円 %)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B + C) / (A)
破 綻 先 債 権	平成 22 年度	1,437	247	1,189	100%
	平成 23 年度	1,248	296	952	100%
延 滞 債 権	平成 22 年度	6,549	3,512	2,721	95%
	平成 23 年度	7,379	3,893	3,129	95%
3 カ月以上延滞債権	平成 22 年度	92	81	9	98%
	平成 23 年度	75	69	6	100%
貸 出 条 件 緩 和 債 権	平成 22 年度	272	111	28	51%
	平成 23 年度	315	117	44	51%
合 計	平成 22 年度	8,352	3,951	3,947	95%
	平成 23 年度	9,018	4,376	4,132	94%

※保全率は小数点第 1 位を四捨五入しております。

※担保・保証額 (B) + 貸倒引当金 (C) > 残高 (A) となる場合は、合計保全率にて二重加算されるため、該当債権の貸倒引当金 (C) を超過分のみ減算し、算出しています。

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (未収利息不計上貸出金) のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ① 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
  - ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
  - ③ 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
  - ④ 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
  - ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の 2 つを除いた貸出金です。
- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
  - ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3 カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

保有している国債などの残存期間別の残高 → **有価証券の残存期間別残高**

(単位：百万円 %)

区 分	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定めのないもの	計	構成比	
国 債	平成 22 年度	14,999	—	3,506	12,986	24,241	8,610	—	64,343	21.77
	平成 23 年度	—	—	3,639	15,612	24,238	33,025	—	76,515	25.43
地 方 債	平成 22 年度	175	229	5,837	3,597	26,198	—	—	36,038	12.19
	平成 23 年度	120	2,660	4,773	10,592	15,731	—	—	33,878	11.26
短 期 社 債	平成 22 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成 23 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	平成 22 年度	10,017	36,974	45,600	19,147	33,288	—	—	145,029	49.06
	平成 23 年度	12,666	37,651	42,858	25,533	25,311	—	—	144,021	47.87
株 式	平成 22 年度	—	—	—	—	—	—	53	53	0.02
	平成 23 年度	—	—	—	—	—	—	28	28	0.01
外 国 証 券	平成 22 年度	5,715	7,962	6,975	10,152	16,626	2,615	—	50,047	16.93
	平成 23 年度	1,900	12,230	5,611	11,982	12,745	1,857	—	46,328	15.40
そ の 他 の 証 券	平成 22 年度	—	—	12	—	—	—	97	109	0.03
	平成 23 年度	—	—	9	—	—	—	94	104	0.03
合 計	平成 22 年度	30,908	45,166	61,931	45,884	100,354	11,225	150	295,620	100.00
	平成 23 年度	14,688	52,542	56,893	63,721	78,026	34,882	123	300,877	100.00

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。